

(令和4年度補正予算「有志国間の信頼できるサプライチェーンへの参画支援事業」)

「日メコンの協力方向性等に関する調査」に係る企画提案方式による公募について

1. 事業趣旨・目的

我が国は、メコン各国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム）の経済産業の更なる発展に向けて多角的な協力を実施するため、2009年より日メコン経済大臣会合の開催や「メコン産業開発ビジョン」に基づくワークプログラムを推進してきた。2019年には、デジタル化に伴う産業構造の変化、都市化、環境・エネルギー及び高齢化などの社会問題への対応、メガFTAをはじめとする地域経済統合の深化・拡大といった環境の変化に合わせ、同ビジョンを「メコン産業開発ビジョン2.0」（以下「MIDV2.0」、添付）に改訂し、現在に至るまでこれに基づき日メコン協力を推進している。

一方で、コロナ禍や世界情勢の変化、メコン各国の経済成長に伴い、日本とメコン各国の関係は、従来の「支援対象」から「共創パートナー」へと変化した。現在、日メコン協力の手法は、貿易・直接投資に加え、官民連携によるフォーラム開催やビジネスマッチングの機会提供、技術移転を目的とした人材育成など多岐にわたる。さらに、メコン各国を取り巻く環境も劇的に変化していることから、昨今の世界情勢を踏まえたサプライチェーンの強靭化を目的として、日メコン間における産業のあるべき姿を再定義し、日メコン協力の方向性を修正する必要がある。

本調査は、こうした多角的な視点から日本がメコン各国に協力・貢献し得る分野や方法を検討し、情報の収集・分析を行うことで、MIDV2.0に代わる新たな日メコン協力戦略を策定することを目的とする。

2. 業務内容

日アセアン経済産業協力委員会（AMEICC）より事務局（AMEICC事務局）を委任された一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）から委託を受けて、受託者は、以下の（1）～（7）に留意しつつ日メコン間における経済産業協力の方向性について調査・提言を実施すること。具体的な実施内容及び実施方法については提案によるものとし、実施に当たってはAMEICC事務局及び経済産業省通商政策局アジア大洋州課と十分に協議した上で、最終的な方針を決定するものとする。

（1）デスク調査・分析

- 現行の協力テーマの位置付け、変遷、及び制度的・地政学的背景を把握するため、2019年以降の政府間合意文書、各国の政策戦略、経済協力枠組み、及び関連研究資料等を網羅的に整理・分析すること。
- 単なる情報整理にとどまらず、分析対象の構造的な関係性や背景に関する仮説構築・検証を行い、報告書において「事実整理」と「分析・考察」を明示的に区分して記載すること。

（2）関係者ヒアリング調査

- 日本の経済産業政策関係者（経済産業省等）、メコン各国現地企業、現地に駐在する調査員

(JETRO等) 等からの意見聴取を実施し、多角的な視点を確保すること。

○戦略案のドラフト作成にあたっては、事前にメコン各国に対して最低各国1回のヒアリングを行い、その結果を戦略案に反映させること。また、ドラフト完成後にも各国のフィードバックを得て、戦略案に活かすこと。

○ヒアリング内容は政策提言との関係性を示した上で、官民別・対象国別・機関種別に要約し、報告書に記載すること。

(3) 課題整理

○技術革新、域内政治経済構造の変化等を含む外部要因を踏まえた環境分析等を通じ、日メコン経済産業協力における課題（タイ・カンボジアの国境紛争によるコネクティビティの欠如、米国関税、中国依存の高まりによる影響等）を整理すること。

(4) 将来協力モデルの提案

○調査・分析結果に基づき、MIDV2.0に代わる新たな日メコン戦略案を策定し、以下の例を含む3つ以上の観点から評価すること。

＜評価の観点の例＞

- ・メコン側ニーズとの整合性
- ・日本の経済産業政策とのシナジー
- ・産業高度化・イノベーション・持続可能性への貢献度

○想定される戦略案は以下の通りだが、より優れた案がある場合は、自由に提案すること。また、複数の戦略案の提示も可能とする。

○戦略案については、それを実現するために必要と思われる協力モデル及びその達成状況を検証するための指標も含めて提案すること。

○なお、本戦略案は経済産業協力に関する戦略案であり、インフラ開発に関する計画は含まない。

＜想定される日メコン戦略案＞

○近年メコン域内で発生している紛争・災害や米国関税の影響を鑑み、以下の3方向からメコン地域の連結性を強化することで、日本企業のメコン地域への投資・進出余地を更に拡大し、メコン地域の自律性を向上させる。

- ・メコン域内の地場企業の更なる育成（ビジネスマッチング・人材育成・セミナー開催の活動の更なる推進。）
- ・メコン域内の製造業のサプライチェーンの複線化（国境を跨ぐ物流・商流ルートの複線化を行い、平時のメコン域内の物流・商流を強化するとともに、政治情勢・災害などの有事にも物流・商流への影響を減らす。）
- ・地場企業の発展につながる制度整備（国内企業の発展に繋がるような、政府調達・投資対象選定の際の非価格要素の強化。国内企業・進出海外企業が国を跨いだサプライチェーンを構築できるような、国ごとの制度的差異の解消。経営支援機関のキャパビル。）

（5）中間報告

- 業務の中間点において、AMEICC事務局及び経済産業省通商政策局アジア大洋州課に対して1回以上プレゼンテーションを行い、方向性・構成・仮説の妥当性についてフィードバックを受けること。
- フィードバックに基づき、必要に応じて提案内容や調査設計を修正すること。

（6）成果のとりまとめと報告

- 調査結果は報告書及び概要資料として「3. 成果物（1）」に基づいた形式で提出すること。

（7）留意事項

- （1）から（6）に記載の内容に限らず、より優れた手法や提案内容がある場合は積極的に提案すること。
- 受託者は、日本及びメコン地域の双方にネットワークを有し、情報収集や連絡調整に柔軟に対応できることが望ましい。また、本調査の実施にあたっては、AMEICC事務局及び経済産業省通商政策局アジア大洋州課ともよく連携すること。
- 事業の進捗状況については、AMEICC事務局及び経済産業省通商政策局アジア大洋州課からの指示に応じて適宜報告を行うこと。
- 成果物の取りまとめに当たっては、本企画提案に関する報告書の作成に加え、内容に関するプレゼンテーションを実施すること。

3. 成果物

（1）以下の事項を含んだ事業報告書：

- ・整理された結果のレポート（日本語・英語、本編50ページ以上）
- ・新たな日メコン協力に係る指標（WORD形式もしくはパワーポイント形式の文書の日本語・英語、本編10ページ以上）
- ・それぞれの概要資料（パワーポイント形式のプレゼン資料の日本語・英語、ともに本編5ページ以上）

（2）納品形態：電子媒体

（3）提出期限：2026年10月31日（金）

（4）提出場所：以下の①、②が指定するデータ送付方法及び送付先に従って、それぞれに対して提出すること。また、適宜求めに応じ、印刷物も納入すること。

①（一財）海外産業人材育成協会

海外統括部AMEICC事務局支援グループ

東京都足立区千住東1-30-1

TEL：03-3888-8213

② 経済産業省通商政策局アジア大洋州課

東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL : 03-3501-1953

4. 契約要件

(1) 契約形態：準委任契約

(2) 契約方法：概算契約

(3) 採択件数：1件

(4) 契約期間：契約日より2026年10月31日までとする。

(5) 予算規模：80,000,000円（消費税を含む）を上限とする。なお、最終的な実施内容、契約金額については、採択された企画提案を確認・調整した上で決定することとする。なお、受託者は、委託業務の全てを、第三者に委託すること（請負その他委託の形式を問わず、委託業務の一部を第三者に委託すること。以下、再委託。）はできない。また、一般管理費の算定は、再委託費を除いた直接費に一般管理費率を乗じて行い、一般管理費率は10%を上限とする。

(6) 契約者：一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）

(7) 支払い：事業終了時に受託者より提出される実績報告書及び本業務に要した経費の証憑に基づき、原則として経済産業省委託事業事務処理マニュアルに従い現地調査を行って支払額を確定し、精算払いする（円貨により銀行振込）。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計であるため、全ての支出において帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。これを満たさない支出については、支払額の対象外となる可能性もある。

6. 応募資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

(3) 本業務を的確に遂行するに足る組織・体制及び人員等を有していること。

(4) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

(5) 日本に法人格を有すること。

(6) 2026年1月において有効な、国の各省各庁における競争参加者資格審査により、役務提供

等（調査・研究）の「C」の等級又はそれ以上の等級に格付けされている競争参加資格を有する者であること。

（7）会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く）。

7. 参加意思表明及び質疑

（1）参加意思表明

本企画競争への参加を希望する場合は、2026年1月19日（月）午後3時【必着】までに公募申請書をE-mail添付で送付して参加意思を表明すること。

（2）質疑

質疑受付期限：2026年1月19日（月）午後3時【必着】

質疑受付方法：E-mailで受け付ける

質 疑 回 答：受け付けた全ての質問については、2026年1月22日（木）午後4時までに、公募への参加の意思表明をされた全ての方にE-mailにて開示する。

8. 応募方法

本公募要領を熟読の上、上記6. の応募資格を満たしていることを確認し、2026年1月29日（木）午後4時まで【必着】に、下記9. の応募書類をAOTSの大容量ファイル受送信システムを使用して提出すること。（送信方法については個別に案内する。）

応募書類の宛先

一般財団法人海外産業人材育成協会

海外統括部 AMEICC事務局支援グループ

担当：鮎合、新井

E-mail : kobo-amcshien-wc@aots.jp

9. 応募書類

（1）公募申請書

（2）企画提案書

①様式第1 業務従事予定者の経歴、職歴、資格

②様式第2 類似業務経験

③様式第3 業務支援体制

④様式第4 作業計画・要員計画

⑤様式第5 受託業務費見積書

（3）会社概要（事業概要）書

- (4) 直近3年分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）（企業の単体ベース。ただし、連結がある場合には、連結決算書も併せて提出）
- (5) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書／3ヶ月以内のもの）
- (6) 2026年1月において有効な国の各省各庁における資格審査結果通知書（全省庁統一資格）
※（1）、（2）は、所定の様式（当協会HPの本企画競争公告よりダウンロード可）なお、（2）の所定の様式については、様式に記載されている項目を全て含むのであれば、Power PointなどWord以外の書式で作成して提出しても良い。また、Power Pointなどで作成した資料を別紙としても良い。

10. 審査方法

- (1) 提出された応募書類に基づき、企画競争方式による審査を行う。審査は、提出書類に基づく書面審査によるが、場合によりヒアリング等を行うこともある。
審査項目：
 - ・提案内容（提案内容の妥当性・独創性、実施方法の妥当性・独創性）
 - ・組織の経験・能力（類似業務の経験、業務実施能力）
 - ・業務従事者の知識・経験（本業務分野に関する知識、業務歴）
- (2) 審査結果（採択又は不採択の決定）は、速やかに通知するものとする。なお、採択・不採択の理由等個別の問い合わせについては応じられない。
- (3) 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用する。なお、提出書類は返却しないので、留意すること。

11. 問い合わせ先

一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）

海外統括部 AMEICC事務局支援グループ

E-mail: kobo-amcshien-wc@aots.jp

※本件に関する問い合わせは、E-mailにて受け付ける。

以上